

市民事業支援補助金が交付されていた団体の現在の状況について

1 調査目的

市民事業支援補助金については、「市民団体等の事業に要する経費に対して補助金を交付することで、水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図り、市民事業の活性化や新たな市民事業の発生を期待する。」ことを目的としている。

また、団体の定着・自立化を促すために、水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱第6条において、補助の期間の限度を設けている。

補助の効果の確認や、補助制度見直しの必要性を検討するため、過去、補助金を受けていた団体のうち、現在は補助を受けていない団体に対して、現在の活動状況（定着・自立状況）を調査する。

2 調査主体

水源環境保全・再生かながわ県民会議 市民事業専門委員会

3 調査方法（次のいずれか）

- ・メールアドレスが判明している団体に対しては、照会、回答の文書ファイル（ワードファイル及びPDFファイル）を送信
⇒電子メールの添付ファイル又はファクシミリにて返送
- ・メールアドレスが不明の場合など、電子メールでの対応ができない場合は、郵送により照会、回答書類を発送
⇒返送用封筒又はファクシミリにて返送

4 調査内容

(1) 団体個別情報

団体名、代表者名、回答書類作成者名、回答書類作成者連絡先（電話番号、メールアドレス）

(2) 現在の補助対象事業の活動状況について

継続・停止のいずれかを選択（どちらの場合も所期の目的達成の有無）

⇒ 活動継続の場合は、(3)へ

⇒ 活動停止の場合は、(4)へ

(3) 補助金交付時と現時点との比較

ア 団体の規模

会員数、会員の年齢構成の幅、予算額など

イ 活動規模

活動範囲、活動内容、活動参加者数、自主財源の有無など

(4) 活動停止の時期およびその理由（現在補助事業以外の活動をしている場合はその内容）

(5) その他（補助制度に対して望むこと等）

5 調査結果の活用

回答内容を分析し、「水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図り、市民事業の活性化や新たな市民事業の発生」に向けて、既存事業内容の見直しや、新規事業の検討を行う。

水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱 (抜粋)

【参考】水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱

第1条 この要綱は、かながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下「施策大綱」という。）及びかながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（以下「実行5か年計画」という。）に基づき、水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、市民事業の活性化や新たな市民事業の発生が期待される市民団体等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付に関する規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第6条 第10条により交付決定を受けた団体は、別表第2において部門ごとに定める補助期間の限度を超えて第7条に定める同一の申請区分に対する補助金の交付申請をすることはできないものとする。ただし、市民事業スタンドアップ部門については、第9条に定める選考会の審査結果を踏まえた上であれば、5年を超えない範囲で申請することができる。

別表第2（第6条関係）

部 門	補助期間の限度
市民事業スタンドアップ部門	3年
市民事業スキルアップ部門	5年

※ 市民事業スタンドアップ部門から市民事業スキルアップ部門へ移行する場合には、補助期間が合計5年を超えない範囲で補助することとする。